

資料配布の場所

1. 国土交通記者会
 2. 国土交通省建設専門紙記者会
 3. 国土交通省交通運輸記者会
 4. 筑波研究学園都市記者会
- 令和7年3月3日同時配布

令和7年3月3日
国土技術政策総合研究所

安全・安心で快適に子育てできる住まいづくりの ガイドラインを改訂！

～「子育てに配慮した住宅と居住環境に関するガイドライン(改訂版)」公表～

国総研では、安全・安心で快適に子育てできる住まいづくりのノウハウを取りまとめた「子育てに配慮した住宅と居住環境に関するガイドライン」について、近年の人々の生活意識・行動の変化等を踏まえて改訂しました。

1. 背景・経緯

少子化対策に資する良質な住まいの実現が喫緊の政策課題となっています。このため、国総研では、安全・安心で快適に子育てできる住まいづくりのノウハウを取りまとめた「子育てに配慮した住宅と居住環境に関するガイドライン（案）」を平成30年12月に公表し（【参考資料1】）、国の子育て住宅関連の補助制度や融資制度の技術基準のほか、地方公共団体における子育て世帯向けの公営住宅の整備や民間における住宅供給の検討などでもご活用いただいているところです。

今般、このガイドライン（案）について、新型コロナウイルス感染症の流行等を契機とした人々の生活意識・行動の変化等を踏まえて、内容の一部を加筆等し、「子育てに配慮した住宅と居住環境に関するガイドライン（改訂版）」として公表しました。

2. 改訂のポイント

安全・安心で快適に子育てできる住まいづくりのための計画上の配慮事項の内容（技術的な考え方や確保することが望ましい水準等）について、次の観点から拡充しています。

- ① 感染症の予防の観点：住戸専用部分の玄関付近への手洗い器の設置や、手洗いをしてリビングに達するような動線計画について記載。【参考資料2（1）】
- ② 非接触や働き方改革の観点：外出時や子どものひとりでの留守番時などでも荷物の受け取りができるよう、宅配ボックスの設置について記載。【参考資料2（2）】
- ③ 働き方の多様化の実現の観点：住戸専有部分や共用部分でのテレワークに対応した空間計画について記載。
- ④ 遮音性の確保の観点：子育てにおいて発生する生活音に対する遮音性を評価する方法・基準を拡充して記載。多様な選択肢を示すことで、事業者にとっての利用のしやすさを向上。

また、住まいづくりに活用できる国の補助制度、融資制度について紹介しています。

3. 資料の公開先

本ガイドライン(改訂版)は、下記の国総研のホームページからダウンロードできます。

◆ ダウンロード先アドレス <https://www.nilim.go.jp/lab/hbg/kosodate/guideline.html>

(問い合わせ先)

国土技術政策総合研究所 建築研究部

部長 長谷川 洋

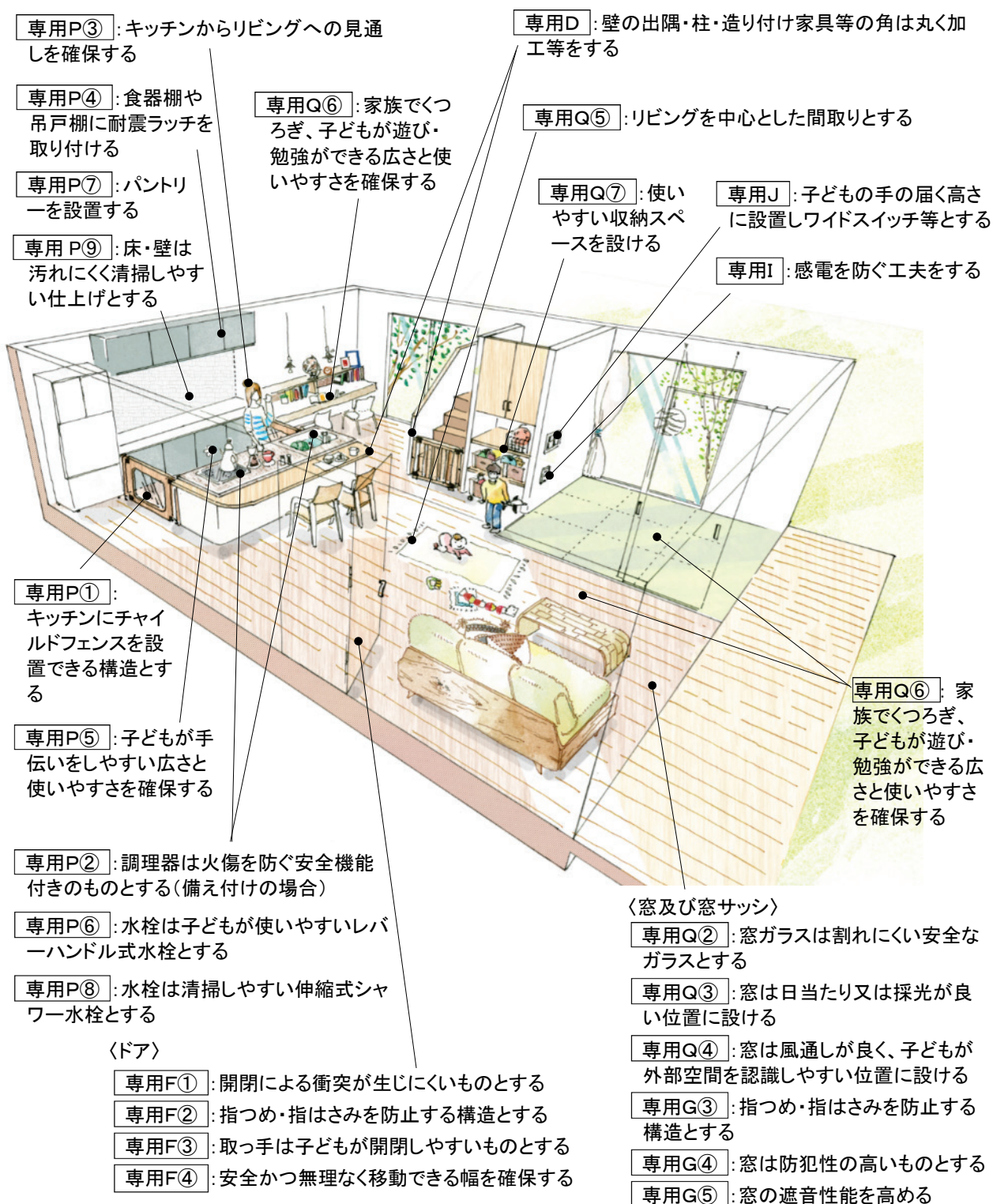
TEL：029-864-4277 E-mail:hasegawa-h92iw@mlit.go.jp

ガイドラインの特徴

(1) 安全・安心で快適に子育てできる住まいづくりのための配慮事項等について解説

- 住宅専用部分、敷地内、住宅共用部分、立地環境、コミュニティ、子育て・子育て支援サービスの【空間・要素】区分ごとに、安全・安心で快適に子育てできる住まいづくりの配慮事項とその技術的な考え方や確保することが望ましい水準等について解説しています。

【空間・要素 1】住宅専用部分：リビング・キッチン（戸建住宅・共同住宅）の例



(2) 配慮事項の重要度について解説

- 各配慮事項について、子どもの年齢や住宅のタイプ（住宅所有関係、建て方、構造、新築住宅・既存住宅の改修）の違いに応じて、次の3ランクで重要度を評価し、例示しています。
「A」：確保されていることが特に重要なもの（重要項目）
「B」：確保されていることが望ましいもの（推奨項目）
「C」：ニーズ等に応じて配慮することが考えられるもの（検討項目）

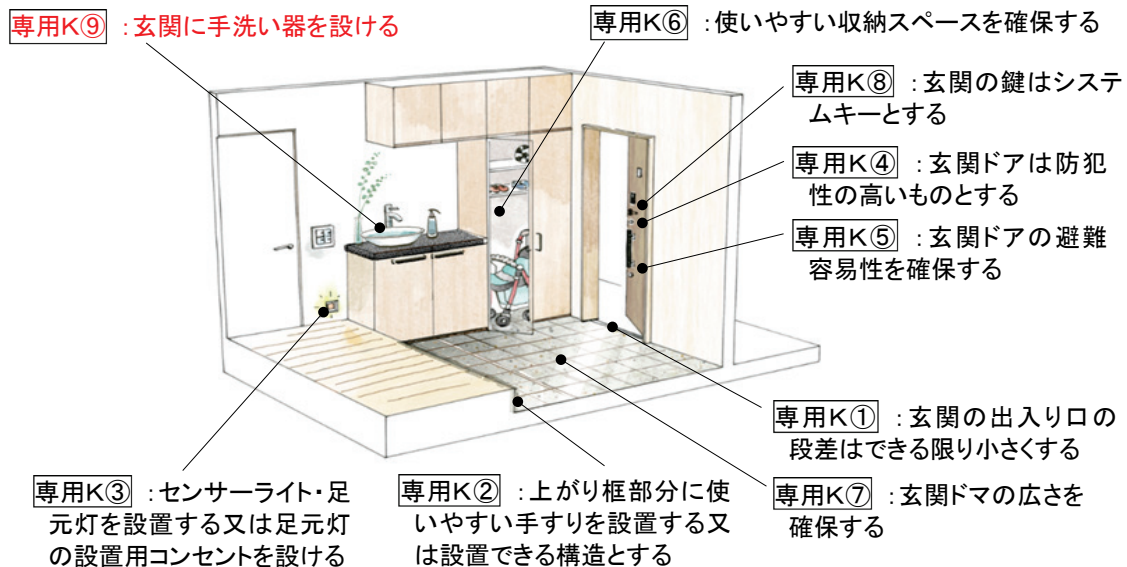
【持家・戸建住宅の専用部分の各配慮事項の重要度ランク（例）】

対象		配慮事項の整備内容		乳幼児期に入居し 住み続け		小学生以降に入居し住 み続け	
				新築	既存	新築	既存
空間・ 機能別事項	K: 玄関	専用 K①	玄関の出入り口の段差はできる限り小さくする	A	B	B	B
		専用 K②	上がり框部分に使いやすい手すりを設置する又は設置できる構造とする	B	B	B	B
		専用 K③	センサーライト・足元灯を設置する又は足元灯の設置用コンセントを設ける	B	C	B	C
		専用 K④	玄関ドアは防犯性の高いものとする	A	A	A	A
		専用 K⑤	玄関ドアの避難容易性を確保する	B	B	B	B
		専用 K⑥	使いやすい収納スペースを確保する	A	B	A	B
		専用 K⑦	玄関ドマの広さを確保する	A	B	A	B
		専用 K⑧	玄関の鍵はシステムキーとする	B	B	C	C
		専用 K⑨	玄関に手洗い器を設ける	C	C	C	C
	L: 廊下	専用 L①	手すりは転落の防止に効果的な構造とする（2階の開放されている側の場合）	A	A	A	A
		専用 L②	安全かつ無理なく移動できる幅を確保する	B	B	B	B
	M: 階段 【専用部分内に階段がある場合】	専用 M①	安全に昇降できる構造とする	次のいずれかがA ・専用M① 又は ・専用M② 及び 専用M③	B	次のいずれかがA ・専用M① 又は ・専用M② 及び 専用M③	B
		専用 M②	子ども等の使いやすい高さに手すりを設置する		A		B
		専用 M③	踏面に滑り防止の部材を設置する		B		B
		専用 M④	手すりは転落の防止に効果的な構造とする（開放されている側の場合）	A	A	A	A
		専用 M⑤	段差を認識しやすい照明を設置する	B	B	B	B
		専用 M⑥	階段への進入を防ぐチャイルドフェンスを設置できる構造とする	A	A	—	—
	N: トイレ	専用 N①	立ち座りや姿勢保持をサポートする手すりを設置する又は設置できる構造とする	B	C	C	C
		専用 N②	ドアの錠は閉じ込み時に外側から解錠できるものとする	B	B	—	—
		専用 N③	トイレトレーニングがしやすい広さを確保する	B	C	—	—
		専用 N④	床や壁は汚れにくく清掃しやすい仕上げとする	C	C	C	C
	O: 浴室及び洗面・脱衣室	専用 O①	浴室の出入り口の段差はできる限り小さくする	A	B	B	B
		専用 O②	浴室及び洗面・脱衣室の床面は滑りにくい仕上げとする	A	B	A	B

改訂版における計画上の配慮事項の拡充（例）

- 近年の人々の生活意識・行動の変化等を踏まえ、配慮事項について拡充し、その技術的考え方などについて解説を加えています（赤字部分が拡充した配慮事項の例）。

（１）【空間・要素】住戸専用部分：玄関（戸建住宅・共同住宅）



（２）【空間・要素】敷地内：エントランスまわり（戸建住宅）

